

辻堂駅遠藤線他1路線に矢羽根マークを設置しました！

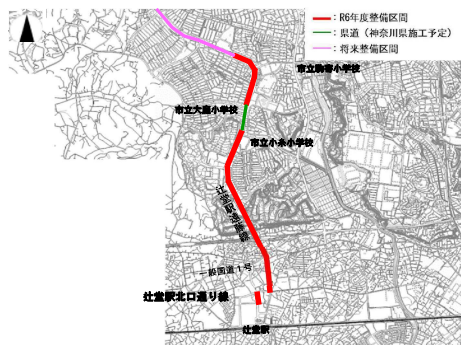


矢羽根マークとは？

- 自転車の通行場所と進行方向を示す青色の路面マークのことです。
- 自転車利用者は、矢羽根マークを目印に原則「車道の左側通行」をお願いいたします。
- 矢羽根マーク設置区間では、自動車やバイクと混在しますので、お互いに注意して通行しましょう。



【案内図】



【写真】



辻堂駅遠藤線の自転車の通行方法

- 自転車の通行は、上記写真に示す①と②の方向での通行が可能です。基本は矢羽根マークを目印に①の「車道の左側通行」をお願いします。
- なお、②歩道（自転車歩行者道）を通行する場合は、歩行者が優先となりますので十分に注意して通行してください。

地域の皆様には、今後とも交通ルールを守り、安心・安全な通行を心がけていただくよう、お願いします。

自転車安全利用五則※も併せて確認ください。

※自転車安全利用五則は令和4年11月のものであり、令和6年11月1日付で道路交通法改正により、酒気帯び運転及び運転中のながらスマホも罰則の対象となりました。

【担当課】藤沢市役所 道路整備課



電話番号 0466-50-3547(直通)

改定した自転車安全利用五則を守りましょう！

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります！

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年～令和3年合計) (警察庁資料より)

